

大募集



村山市若者交流同窓会助成事業

22歳から39歳までの同窓会開催経費の一部を助成します!!

人口減少対策として、ふるさと回帰・ふるさと再訪の機会創出、郷土愛の醸成、Uターン及び定住促進を図ることを目的に、市内で開催される同窓会開催経費に対して予算の範囲内で補助します。同窓会を検討している方は、事前にご相談ください。

同窓会

市内の小学校、中学校の同窓会で同一学校の卒業生で開催されるもの

対象事業

以下のすべてに該当するもの

- (1) 市内で開催されるもの
- (2) 学校、学年、学級、部活等の単位で開催されるもの
- (3) 出席者の総数が6人以上であるもの
- (4) 出席者全員の年齢が22歳以上39歳以下であるもの

(年齢は同窓会開催日が属する年度の4月2日から翌年4月1日までのもの)

Point!

1人あたり1,000円を上限
として補助

Point!

6人以上のプチ同窓会でもOK

※市の要請に応じ、同窓会時にパンフレット等の配布や公式SNSへの登録を呼びかけていただきます。

※市ホームページに同窓会開催状況(開催日、同窓会名)の掲載について同意をお願いします。

※同一の単位で行う同窓会等への補助金の交付は、同一年度内に1回限りとします。



申請・問合せ

村山市政策推進課 政策企画係

〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号

TEL:0237-55-2111 (内271) / FAX:0237-55-0260

Mail:seisaku@city.murayama.lg.jp

補助金申請の手続きの流れ

1. 交付申請

同窓会等の主催者は、同窓会開催日の 14 日前までに 政策推進課に申請をお願いします。

<申請に必要な書類>

- 村山市若者交流同窓会助成事業補助金交付申請書
- 申請者本人確認書類の写し
- 案内者名簿（様式あり）



※ロゴフォームでも申請できます。
QRコードを読み取って申請ください。

2. 交付決定

市は、申請書類を審査し村山市若者交流同窓会助成事業補助金交付（不交付）決定書を申請者に通知します。

※交付決定後、同窓会の開催内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに開催内容変更承認申請書の提出が必要となります。

3. 同窓会



4. 実績報告

申請者は、同窓会終了後、開催日から 30 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書をご提出ください。

<報告に必要な書類>

- 村山市若者交流同窓会助成事業補助金実績報告書
- 領収書等の写し
- 出席者名簿（様式あり）
- 同窓会当日に開催場所で撮影した出席者全員が分かる集合写真

5. 補助確定

市は、実績報告書の内容を審査し、適正と認めたときは補助金額を確定し、村山市若者交流同窓会助成事業補助金確定通知書を申請者に通知します。

6. 請求・交付

申請者が補助金の交付を受けようとするときは、村山市若者交流同窓会助成事業補助金請求書を政策推進課へご提出ください。市では請求書受領後、補助金を指定の口座へ振込みます。